

意見書案第2号

非核三原則の堅持を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和8年3月23日提出

提出者	綾瀬市議会議員	福 田 久美子
賛成者	同	上 田 博 之
同	同	畑 井 陽 子
同	同	越 川 好 昭
同	同	岡 徳 行

非核三原則の堅持を求める意見書

日本には「核兵器のない世界」を目指す行動の先頭に立つ責任がある。

現在、本市も含め約95%の1,632自治体が非核自治体宣言を発している。「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の三原則は、世界で唯一の戦争被爆国である我が国が国是として強く位置づけ、核兵器の廃絶を目指す平和国家・日本の礎として確立されている。

しかし、政府は2025年11月25日に閣議決定した質問主意書に対する答弁書、翌26日党首討論における高市早苗首相答弁において、非核三原則堅持を明言しなかった。

2022年に確定した、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画においても、非核三原則を堅持する基本方針は今後も変わらないとし、さらに2025年版の防衛白書においても、非核三原則は国是としてこれを堅持していると明記している。

広島県と長崎県に原子爆弾を投下された経験のある日本は、戦後、原子力利用に関する法整備や首相答弁、国会決議など核兵器に関する政策を積み上げてきた。

2025年8月の全国世論調査では、約8割の国民が非核三原則を堅持すべきとしている。非核三原則の見直しは、国際社会に向けて、核軍縮と廃絶を唱えてきた日本外交への信頼も損なうことになる。

核兵器が80年間使用されなかったのは、被爆者や遺族が被爆の実相を世界に訴え、核は使えない兵器だという認識を広げてきたからである。日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞は、その実績に対する評価である。政府が主張すべきは、非核三原則を貫き、国際社会に向けて、「核兵器のない世界」の実現を強く働きかけること以外にない。

よって、本市議会は国に対し、国是である非核三原則を堅持されることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月23日

綾瀬市議会議長 齊藤慶吾

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 あて

(提案理由)

核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を引き続き強く堅持することを求め、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。